

番号制度の対策

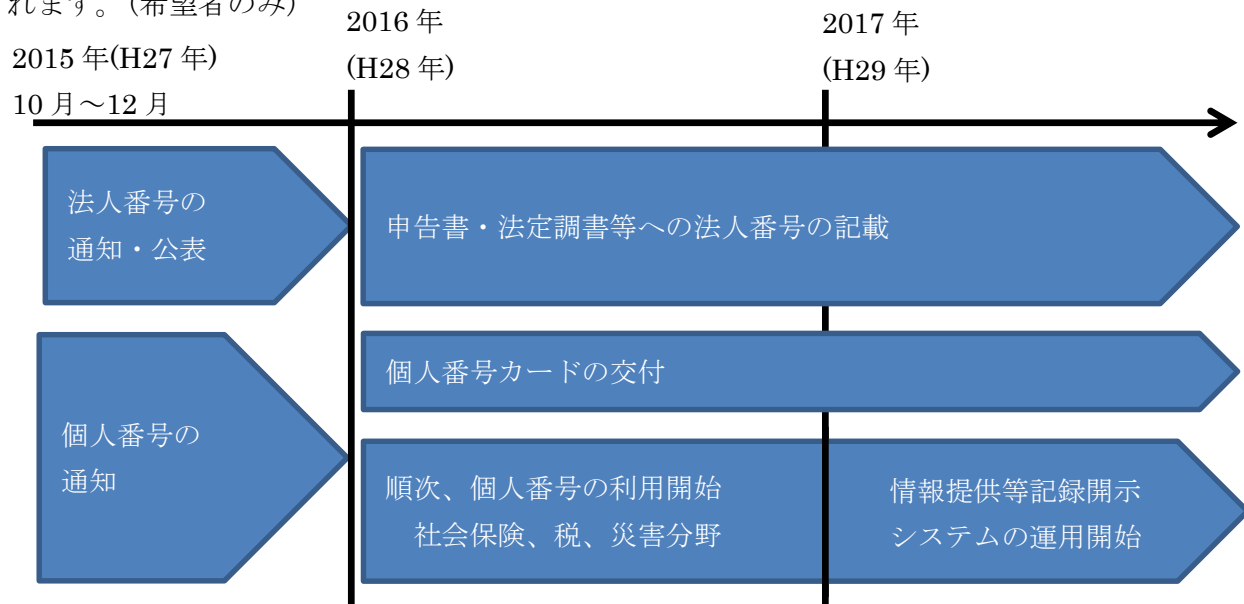
今月のマル得情報は、平成 28 年 1 月より利用開始が予定されている社会保障・税番号制度（番号制度）について記載いたします。

制度の概要

番号制度は、国民の一人ひとりに 1 つの個人番号（マイナンバー）、企業等に対しては法人番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理するためのものとなります。そのため、番号制度は基本的にすべての個人と企業に関わってきます。

番号制度導入までのスケジュール

各個人に、平成 27 年 10 月から 12 月までの間で、個人番号と基本 4 情報(氏名、住所、性別、生年月日)が記載された「通知カード」が郵送されます。平成 28 年 1 月以降については、申請すれば、個人情報と基本 4 情報が IC チップに記録された顔写真付きの「個人番号カード」が交付されます。(希望者のみ)



企業実務に与える影響

企業は従業員の個人番号を取得し、社会保険関係の届出書や税務署への提出書類に従業員の個人番号を記載する必要があります。番号法において、企業は各種の規制がかけられており、個人番号の①取得・本人確認、②利用・安全管理、③提供 の各段階において注意すべき必要があります。

番号制度での規制と罰則

番号法では、個人番号の不正使用を防止するという観点から、個人情報保護法などに比べて、法定刑が格段に重くなっています。

その他詳細については久保総合会計事務所にご相談ください。

TEL 06-6930-6388 HP アドレス <http://kubokaikei.com/>